

もくじ

京都府議会 2024 年 12 月定例会

ばばこうへい議員の議案討論	1
島田 けいこ議員の意見書・決議討論	3
議案採択結果	7
12月定例会を終えて 談話	31

●京都府議会2024年12月定例会で、日本共産党のばばこうへい議員が行なった議案討論の概要を紹介します。

ばば こうへい議員（日本共産党・京都市伏見区） 12月19日

日本共産党のばばこうへいです。会派を代表して、ただいま議題となっております議案 67 件中、第 1 号議案「令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 4 号）ならびに、第 7 号から第 49 号、第 54 号の手数料・使用料のいっせい値上げに関わる条例改正議案の 45 議案に反対し、他の議案に賛成の立場で討論を行います。

まず、第 1 号議案「令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 4 号）」についてです。本来、本補正予算には、異常な物価高など深刻な状況が広がる中で、府民生活などへの対策が求められていますが、その手立ては一切ありません。一方で、アリーナ建設のための異例の長期・巨額な債務負担行為や、万博の機運醸成のための予算は提案されるなど、本来果たすべき役割を果たしておらず、反対です。

なお京都アリーナ（仮称）整備事業については問題点をいくつか指摘しておきます。予算の中身は、向日町競輪場内に建設を予定している京都アリーナ（仮称）整備事業のための計画・設計から整備・維持管理・運営に至る 34 年間の費用 348 億円を債務負担行為として確保しようとするものです。そもそも、アリーナ建設のような大規模開発は地域全体に関わる問題であり、11 月 26 日には市民から「アリーナ計画の再検討を求める要望署名」7647 筆が知事あてに出されています。その中では、「静かな市民生活の維持と交通渋滞の不安の解消のための府道整備こそ急いでほしい」「市民の願いは子ども達が自由に遊び、球技ができる広場や市民の憩える公園の設置である」「市民の声をしっかり聞く機会を作ってほしい」などの声が寄せられています。ところが、こうした声に応えず、住民説明会も開かず、全体像も明らかしないまま整備・運営を担う優先交渉権者に大手商社の伊藤忠商事を代表とする企業グループを選定しスケジュールありきで進めるやり方は極めて重大です。さらに、34 年もの長期にわたる巨額の債務負担行為による予算の先取りは、財政の硬直化を招き住民福祉の増進という自治体本来の役割を歪めかねません。

次に、第 7 号から第 49 号、第 54 号の手数料・使用料の値上げに関わる条例改正議案についてです。これらの議案は、33 年ぶりに手数料・使用料について、受益者負担の適正化を図る必要があるとして、一斉に値上げをしようとするものです。

知事は記者会見で、財政の穴埋めについて否定されましたが、今年新たに定めた行財政運営方針で、自主財源の確保として掲げられてきたもので、財源確保の一環であることは明らかです。さらに、値上げに伴う増収分について、施設の維持管理や設備投資に充てることも述べられています。財政確保のために住民サービスを削り、得られた財源は値上げに関わらずやらなければいけない維持管理・充実に使う。これでは、今後施設の維持管理や充実のためには値上げは仕方がないということや、お金のあななしで行政サービスを受けることへの格差を広げることにつながり、必要な方に必要な行政サービスを届けるといふ行政の責任を投げ捨てることになっていくのではないのでしょうか。こうした重大な改正であるにもかかわらず、進め方も極めて丁寧さを欠いていることも問題です。大部分を占める手数料徴収条例について、値上げの具体的な中身の詳細な資料を求めたものの「膨大なものとなる」「詳細は条例改正後」などと明らかにしない上に、関係する団体などに意見を聞くなどもされておらず、議会はもちろん府民に詳細を明

らかにして意見を聞き、理解を得るといふ、提案する上での当然の責任すら果たしておらずあまりにも丁寧さを欠いています。さらに、明らかにされている値上げの中身にも重大なものが含まれています。例えば精神科の診断書を多く扱う洛南病院の特別診断書手数料は、3570円から7700円と2倍以上の値上げになりますが、近傍類似施設に合わせたというものの、実態は最も高額な京都大学附属病院の価格に合わせるというものです。特別診断書は、障害手帳の2年毎の更新時に添付されるもので、大幅に引き上げることが、就労など経済的な不安定さを抱えることが容易に想像される方々への深刻な影響を与えることは明らかで、当然払われるべき配慮すら十分ではありません。さらに、今後3～4年ごとの検討・値上げにも言及されており、今回の値上げはそのスタートとなるものです。よって反対です。

なお、第67号議案「職員の給与等に関する条例等の一部改正の件」については、人事委員会勧告に基づく職員給与等の引上げには賛成ですが、ベテラン職員の引上げは数千円と物価高騰の実態からみても極めて不十分であること、扶養手当について子どもへの手当を増額する一方で、配偶者への手当を廃止していくなど、すべての職員の処遇改善にはいまだ課題を残していることを指摘しておきます。さらに、知事と副知事、府会議員の期末手当引上げが含まれていますが、コロナ禍に続く異常な物価高騰で府民の暮らしが大変困難なときに、引き上げるべきでなくこの点については反対です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

●京都府議会2024年12月定例会で、日本共産党の島田けい子議員が行なった意見書・決議案討論の概要を紹介します。

島田 けい子議員（日本共産党・京都市右京区）

12月19日

日本共産党の島田けい子です。会派を代表し、ただいま議題となっています、意見書案13件、決議案3件のうち、国民・維新議員団提案の「北陸新幹線延伸ルートを改めて比較検討することを求める意見書案」、自民・公明・府民3会派提案の「北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に関する意見書案」に反対し、他の意見書案11件、決議案3件に賛成する立場から討論します。

まず、わが党提案の「北陸新幹線延伸計画中止を求める意見書案」及び「北陸新幹線のルート決定強行に抗議する決議案」、「サンダーバードの拡充・復活を求める意見書案」、維新・国民会派提案の「北陸新幹線延伸ルートを改めて比較検討することを求める意見書案」、自民・公明・府民3会派提案の「北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に関する意見書案」及び「災害時のリダンダンシー確保及び能登半島復興支援に向けた特急「サンダーバード」をはじめとする鉄道網の充実を求める意見書案」についてです。

報道によりますと、本日、京都仏教会が「北陸新幹線の新たな大阪延伸・小浜ルート」案について、「自然を敬い共存する仏教の教えからもかけ離れた「千年の愚行」と厳しく批判し、水の恵みに支えられた伏見の酒造りや京料理にも支障をきたし、建設残土や地盤沈下の可能性があり市民生活を脅かすと指摘し、建設費の地元負担も過大となり、京都市内では古い寺院の下も通過するなど、国宝・重要文化材への影響にも言及し、「到底看過できるものではない」と、ルートの再考を知事へ要望するとのことでした。

12月2日には、京都府酒造組合連合会、伏見酒造組合から、「地下水脈の遮断、井戸の枯渇、水質変化が危惧される非常事態であるとして、知事へ要望書が出され、5日には、府内5つの市民団体が北陸新幹線延伸計画中止などを求める要望書をそれぞれ提出されました。これまで8団体9件の要望が出されているということです。

17日には、巨大立て坑が予定される高雄学区、宇多野学区をはじめ、3ルート案すべてが地域を直撃する私の地元右京区の住民の皆さんが、住民説明を拒んでいる鉄道運輸機構に対して、「私たちの声も聞かないで工事を進めることに住民の怒りがあがっている。賛成反対以前の問題、住民に説明を」と、住民説明会の実施を求めて要望書を提出されました。

12月10日、わが党府議会議員団として、独自に国土交通省・機構とオンラインによる聞き取り調査を行いました。知事自身が「判断できる材料がない」とおっしゃっている「各府県連絡会議」に提出された資料がすべてであることを認めたいのに、相談の窓口はあくまで京都府として、直接影響が出る南丹市、京都市、久御山町、京田辺市への説明も相談もしていないなど、自治体にたいしまともな説明がないことが明らかになりました。

さらに、環境影響評価の現地調査について、自治会など住民合意ができていない美山田歌区や京北山国地域において、「東京などに住んでいる不在地主や一部住民に協力を得て現地調査は完了した」と、地域を分断する無茶苦茶なやり方を進めてきたことも明らかになりました。

与党PTは非公開、そして、環境影響評価の前提となる調査は秘密裏に進めてごまかすやり方に、住民の強い怒りが出されております。

知事は、これまで「慎重な調査と丁寧な説明」と繰り返してこられました。自治体にも地域住民にも説明をしないまま、法的根拠も道理もない与党プロジェクトチームが年内にルートを決定し、来年度着工を行おうとするなど言語道断です。

古都京都を壊す「千年の愚行」を何としても中止させようではありませんか。そして、京都や関西の利用者の願いに応えて、サンダーバードを金沢まで乗り換えなしで結べるルート復活をぜひとも実現しようではありませんか。知事の決断とともに、京都府民を代表する京都府議会があの時、頑張ってくれたので、京都を守ったのだと後世に誇れるよう、賛同をよろしくお願いします。

なお、国民維新会派の「北陸新幹線のルートについて比較検討を求める意見書案」、自民・公明・府民3会派提案の「北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に関する意見書案」については推進を前提とする内容であり、反対です。

わが党提案の「サンダーバードの拡充・復活を求める意見書」はサンダーバードをもっと便利にしてほしいとの住民や利用者の願いに応えるものです。一方、わが会派の意見書案への対案として、自民・公明・府民3会派が提案された「災害時のリダンダンシー確保及び能登半島復興支援に向けた特急「サンダーバード」をはじめとする鉄道網の充実を求める意見書案」については同趣旨であり、賛成するものです。

が、本来、府議会の総意としてまとめ一緒に提出できるものであります。

次に、「企業団体献金の全面禁止、裏金問題の全容解明を求める意見書案」についてです。

「裏金も闇金も許さない」という世論の力が一歩動かしました。衆議院で政治資金規正法の再改定が17日衆議院本会議で可決されました。自公過半数割れの審判を受けて与野党が提出した再改定案では「政策活動費の廃止」と、政策活動費を温存する新たなブラックボックス「公開方法工夫支出」を自民党が断念せざるを得ませんでした。

政治資金は例外なく公開して国民が監視するのは当然です。一方、公開しても「企業団体献金」は賄賂、政策買収です。自民党と経団連の関係を見れば一目瞭然です。

経団連は毎年自民党を「政策評価」して、「課題」を列挙し、企業献金を呼びかけています。原発の再稼働・新設、労働法制の規制緩和、消費税10%への引き上げと引き換えの法人税25%への引き下げ、社会保障経費の伸び抑制など、自民党と経団連が二人三脚で悪法を推進しているのです。世論調査でも、「企業団体献金によって政策がゆがめられている」という声は61%（朝日）となっています。

1990年代、リクルート事件や佐川急便事件などの金権腐敗政治を一掃せよという国民の声を受けて、企業団体献金禁止を盛り込んだものの、政党支部への献金という形の抜け穴を作りましたが、この道もふさがなければなりません。

論戦の舞台は参議院に移りますが、政治資金パーティ券購入も含めた企業団体献金の全面禁止、個人献金に依拠したものにすることで、企業団体献金を温存し政党助成金という税金も受け取る二重取りも中止しなければなりません。

次に、「被爆者の願いに応え、核兵器禁止条約への参加、原爆被害者への国家補償を求める意見書案」についてです。

「核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いです。」日本原水爆被害者団体協議会田中熙巳代表委員は10日、ノーベル平和賞授賞式の講演でこう強調しました。

13歳のとき長崎で被爆した田中さんは、その筆舌に尽くし難い体験を語りました。核兵器は人類と共存できないし、させてはならないという強い信念が、世界を動かしました。

核威嚇を繰り返し、核戦力の増強をはかる核保有国、その「核抑止力」に依存する同盟国は、この訴えに応え、核兵器廃絶を決断し、足を踏み出すべきです。

同日の10日、石破茂首相は衆院予算委員会で、日本被団協に祝意を述べる一方、「核の傘」を含む拡大抑止を肯定し、禁止条約の署名・批准を拒む態度を示しました。被爆国の代表として、あるまじき姿勢といわなければなりません。日本は「核の傘」から脱却し、すみやかに禁止条約に参加すべきです。

田中さんは講演で、「何十万人という死者に対する補償は一切なく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けてきています」と力をこめ、繰り返し強調しました。日本政府の姿勢に、世界の厳しい目が向けられています。石破政権は、国家補償の実現と援護施策の抜本的拡充をただちにはかるべきです。被爆者と固く連帯し、非核の日本と世界の実現に力を尽くそうではありませんか。

次に、「健康保険証の存続を求める意見書案」についてです。

政府は本年12月をもって現行の健康保険証を廃止し、任意であるはずのマイナ保険証を事実上義務化しました。医療現場では混乱が起こり、保険証が使えなくなったと思ひ、保険証を捨ててしまった方も出るなどの誤解も生まれ、不安が広がっています。いまだ、マイナ保険証利用率は28.3%と低迷し、医療現場にはオンライン資格確認義務化により、人手と時間を取られるなど甚大な不利益をあたえております。

国民の世論と運動におされて、政府は「資格確認書」を法の規定を超えて「当面」職権で交付することとなりました。ならば、マイナ保険証を作る必要はありません。

国が進める「健康保険証廃止」は、人々の生存権・健康権保証に「申請主義」を持ち込み、国・自治体の公的責任を大きく後退させる。のみならず保険証廃止をテコにしたマイナンバーカードの普及は国・企業による個人情報収集・利活用を主な目的とするものです。

政府が国民一人ひとりに番号をつけ、多分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険をもつ重大な問題です。現行保険証の存続を求めるとともに、オンライン資格確認原則義務化規定の撤廃等を求めるものです。

次に、「30人以下学級の実現、教育の無償化等、すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備を求める意見書案」、並びに「同決議案」についてです。

本議会には「子どもと教育・文化を守る京都府民会議」が13,681人の署名を添えて請願されました。

小中学校等の不登校が約34万人と過去最多となり、いじめ、小中高生の自殺も最悪の水準です。一方で、長時間過重労働で教職員が疲弊し、精神疾患で休職した公立学校の教員も6千人を超え、過去最多となりました。

そうした中、本府でも年度当初に教員未配置で「教育に穴があく」事態がつづくなど、教員不足が深刻化しています。

教職員の長時間労働を改善し、一人一人の子どもたちに丁寧によりそい、どの子も伸びる授業を行うために、30人以下学級を実現することは緊急の課題です。山梨県では25人学級を実現し、大きな効果を上げています。

また、格差と貧困が広がる中、お金の心配なく受けられるよう、教育費の負担を軽減してほしいという保護者の願いも切実です。

京都市長会、町村長会も「学校給食の無償化」は子育て世帯への経済的支援効果が高く、少子化対策推進に効率的に寄与する取り組みであり、自治体の財政力にかかわらず、学校給食無償化が恒久的制度として早期実現を国へも求めるとともに、府の財政措置も求められています。青森県や和歌山県などで、小中学校の給食無償化を実現するための県の市町村支援の取り組みが広がっています。

今議会に、提出されている「子どもの貧困対策推進計画」でも、経済的理由によって就・修学ができないことが生じないよう「高等教育無償化、給付制奨学金活用、就学支援金の拡充、授業料以外の教育費負担軽減」があげられています。

学校の体育館や特別教室へのエアコン設置やトイレ洋式化など教育環境整備も待ったなしです。国への意見書を上げるとともに、本府のリーダーシップを強く求めます。

次に、「大阪関西万博に関する決議案」についてです。

昨年12月、2025年の大阪・関西万博について、万博に「直接資する」国費負担は会場建設費を中心に計1,647億円。会場アクセスなど万博に直接関係するインフラ整備費は国費負担を含めて計8,390億円になっていましたが、さらに会場の警備費について海外の要人の来場が多く見込まれ、およそ55億円増額し、総額は255億円となり、さらに機運醸成のための費用29億円を補正予算に計上しました。際限がありません。本府も同様に、機運醸成などを理由に次々と増やし続け、今議会には「京都府周辺まるごとゲートウェイ事業費」の債務負担行為8,900万円を計上しました。9月補正7,000万円と合わせると1億5,900万円となります。

2,820万人の参加者目標ですが、チケット販売は急減し、目標には遠く及ばず、赤字になったら誰が負担するのかとの問いに経済産業省の担当者は答えることができませんでした。開催経費の赤字によって、これ以上の国民負担を増やさないためにも、万博は中止するしかありません。

政府と維新の会が万博に固執する理由はIRカジノです。「国策」として進める万博を口実にインフラ整備などを進めさせ、カジノ業者の負担軽減を狙ったものです。

日本共産党の堀川あきこ衆議院議員をはじめ、近畿の国会議員団の11月22日現地調査を粉いました。

それによりますと、3月のメタンガス爆発事故現場にある第二交通ターミナル、子どもたちが団体バスで乗り降りする同エリアには2.5メートルほどのガス抜き管が所々でむき出しになって立っており、「火気厳禁」と明示しているものもあります。今も大量のメタンガスが排出され続けています。1日最大23万人の来場客が予想されていますが、避難対策も液状化対策も十分ではありません。

府教育委員会が行った学校意向調査によると、「利用する予定」は36%、「利用しない」は37%、「検討する」が23%となり、府の予算化に合わせて、食費やバス借上げ代駐車場代を負担する自治体で100%利用などの地域格差も顕著です。「利用する」と回答したところでも、「詳細な地図がわからず、安心して子供を連れていくイメージがない」「熱中症対策が徹底できるか不安」「メタンガスの爆発事故が心配」などの声がまとめられています。

「下見もできない、ガス爆発事故の危険性も続いている」「こんなところに子どもを行かせられない」との声が出ているのに、「学校の自主的判断だ」とし、事故が起こればその責任を学校現場や保護者に押しつけることになりかねず、無責任です。このような事業は中止すべきです。

次に、「緊急に消費税減税とインボイス制度廃止を実施することを求める意見書案」についてです。

中小企業の多くが物価高騰と消費低迷によって、いまだ出口が見えず、2024年度の企業倒産も10年ぶりに半期で5,000件を超える深刻な状況です。破産や特別清算も11年ぶりに1万件を超えました。インボイス登録で消費税課税となった中小企業は来春初めて1年分の申告納税が迫られます。

「取引先からインボイスを登録していない人には消費税分を払えない」といわれたとか、「インボイス未登録事業者に仕事を回さない『ステルス増税』を不当に行っている」など、インボイス制度がフリーランスや小規模事業者に税や精神的負担を増やしています。総選挙では消費税減税やインボイス制度中止を掲げる衆議院議員は4割に上っています。

政府・自民党は消費税の導入や増税の理由について「社会保障のための財源」「高齢化社会に対応するため」などと述べてきましたが、財界が消費税に執念を燃やし続けた本当の目的は、大企業の税負担の「コストカット」です。消費税率の累次の引き上げの結果、国の一般会計では消費税が所得税、法人税を超えて最大の税収項目となりました。消費税導入後の35年間、23年度予算までの累計で539兆円に上りますが、法人3税の減収累計318兆円と所得税・住民税の減収累計295兆円で消えてなくなりました。

消費税収は大企業や大資産家への減税による税収減の穴埋めに使われたのです。消費税は緊急に5%減税、そして廃止へ、インボイス制度は中止を求めようではありませんか。

以上、私の討論を終わります。ありがとうございました。

議員提案 提出議案

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
				共 産	自 民	維 国	府 民	公 明	京 好
議 第1号	京都府議会委員会条例一部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
議 第2号	京都府議会個人情報保護条例一部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
議 第3号	京都府議会会議規則一部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
議 第4号	京都府議会傍聴規則全部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○

知事提案 提出議案

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
				共 産	自 民	維 国	府 民	公 明	京 好
第1号	令和6年度京都府一般会計補正予算（第4号）	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第2号	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例制定の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第3号	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第4号	生活保護法に基づく保護施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第5号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第6号	京都府府営住宅条例一部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第7号	京都府手数料徴収条例等一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第8号	京都府府税条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第9号	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第10号	京都府立自然公園条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第11号	京都府立文化芸術会館条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第12号	京都府立ゼミナールハウス条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第13号	京都府立府民ホール条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第14号	京都府立堂本印象美術館条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第15号	京都府立陶板名画の庭条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第16号	京都府立京都学・歴彩館条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第17号	京都府立植物園条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第18号	京都府立体育館条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
				共 産	自 民	維 新	府 民	公 明	京 好
第19号	京都府立京都スタジアム条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第20号	京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第21号	興行場の設置場所の基準等に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第22号	公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第23号	理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第24号	美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第25号	化製場等の構造設備の基準等に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第26号	食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第27号	動物の飼養管理と愛護に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第28号	京都府衛生検査等使用料及び手数料条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第29号	京都府立総合社会福祉会館条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第30号	京都府精神保健福祉総合センター条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第31号	京都府立心身障害者福祉センター条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第32号	京都府立舞鶴こども療育センター条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第33号	京都府立こども発達支援センター条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第34号	京都府立青少年海洋センター条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第35号	京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第36号	京都府立勤労者福祉会館条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第37号	京都府立けいはんなホール条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第38号	京都府種畜種付け手数料徴収条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第39号	京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第40号	家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第41号	京都府立府民の森条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第42号	京都府屋外広告物条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第43号	京都府立都市公園条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第44号	京都府立府民スポーツ広場条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第45号	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
				共 産	自 民	維 新	府 民	公 明	京 好
第46号	京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第47号	京都府立少年自然の家条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第48号	京都府立郷土資料館条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第49号	京都府警察手数料徴収条例一部改正の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第50号	衛星通信系防災情報システム整備工事請負契約締結の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第51号	京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約締結の件（主体工事）	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第52号	京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約締結の件（機械設備工事）	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第53号	京都府食の安心・安全行動計画を定める件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第54号	京都府公立大学法人が徴収する料金の上限の変更の認可の件	12/19	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第55号	当せん金付証券発売の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第56号	京都府道路公社が行う有料道路事業の実施許可事項の変更に係る同意の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第57号	市町の境界変更の件	12/19	原案 可決	○	○	○	○	○	○
第58号	令和6年度京都府一般会計補正予算（第5号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第59号	令和6年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第60号	令和6年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第1号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第61号	令和6年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第2号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第62号	令和6年度京都府電気事業会計補正予算（第1号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第63号	令和6年度京都府水道事業会計補正予算（第1号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第64号	令和6年度京都府病院事業会計補正予算（第1号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第65号	令和6年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第1号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第66号	令和6年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第1号）	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第67号	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	12/19	原案 可決	○	○	○ ³ × ⁹	○	○	○
第68号	監査委員の選任について同意を求める件	12/19	同意	○	○	○	○	○	○
第69号	収用委員会委員の任命について同意を求める件	12/19	同意	○	○	○	○	○	○
第70号	土地利用審査会委員の任命について同意を求める件	12/19	同意	○	○	○	○	○	○

意見書案

意見書案番号	件名	提案会派	議決月日	議決結果	賛否の状況					
					共産	自民	維国	府民	公明	京好
第1号	北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×
第2号	北陸新幹線延伸ルートを変更して比較検討することを求める意見書	維国	12/19	否決	×	×	○	×	×	×
第3号	北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に関する意見書	自民 公明 府民	12/19	原案可決	×	○	×	○	○	○
第4号	特急「サンダーバード」の拡充・復活を求める意見書	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×
第5号	災害時のリダンダンシー確保及び能登半島復興支援に向けた特急「サンダーバード」をはじめとする鉄道網の充実を求める意見書	自民 公明 府民	12/19	原案可決	○	○	×	○	○	○
第6号	カスタマーハラスメントのない公正かつ持続可能な社会の実現を求める意見書	維国	12/19	否決	○	×	○	×	×	×
第7号	カスタマーハラスメント対策の強化を求める意見書	自民 公明 府民	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○
第8号	産後ケア事業の持続可能性を守るための支援の充実を求める意見書	維国	12/19	否決	○	×	○	×	×	×
第9号	企業・団体献金の全面禁止、裏金問題の全容解明を求める意見書	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×
第10号	被爆者の願いに応え、核兵器禁止条約への参加、原爆被害者への国家補償を求める意見書	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×
第11号	健康保険証の存続を求める意見書	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×
第12号	30人以下学級の実現、教育無償化等、すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備を求める意見書	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×
第13号	緊急に消費税減税とインボイス制度廃止の実施を求める意見書	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×

決議案

決議案番号	件名	提案会派	議決	議決結果	賛否の状況					
					共産	自民	維国	府民	公明	京好
第1号	30人以下学級の実現、教育無償化等、すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備を求める決議	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×
第2号	大阪・関西万博に関する決議	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×
第3号	北陸新幹線敦賀・新大阪間のルート決定の強行に抗議する決議	共産	12/19	否決	○	×	×	×	×	×

12月定例会への請願

受理 番号	受理 月日	件名	紹介	請願に対する賛否					
				共 産	自 民	維 国	府 民	公 明	京 好
第95号	12/4	30人以下学級の実現、教育の無償化を！2024年度すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備に関する請願	共産	○	×	×	×	×	×
第96号	12/5	北陸新幹線整備に関する請願		×	×	×	×	×	×

※「京好」議員は付託委員会での不採択の結果に賛成

意見書案第1号

北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書

北陸新幹線敦賀―新大阪間について、与党プロジェクトチームがルート決定を強行しようとしている。事業費は最大5兆3千億円と当初の2.5倍に膨らみ、工期は30年以上かかる。

また、敦賀・新大阪間のほとんどがトンネルになることから、地下水枯渇や軟弱地盤での問題、重金属含有の対策土が3割にもなる問題の解決策は見いだせない。

そうした中、本年12月2日、京都府酒造組合連合会と伏見酒造組合が、酒造りに用いる地下水への影響が懸念されるとして、国などに慎重な検討を働きかけるよう、京都府と京都市に要望された。

さらに、京都仏教会は、地下水への影響を問題視し、自然を敬い共存する仏教の教えからもかけ離れた「千年の愚行」と言及し、「計画の再考」を京都府知事に要請するとのことである。

府内自治体の負担も多額になるとされるが、明らかにされておらず、地元説明すら開催予定がない。

については、国におかれては、無駄で環境破壊の北陸新幹線延伸を中止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
経済産業大臣	武	藤	容治	殿
国土交通大臣	中	野	洋昌	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

北陸新幹線延伸ルートを改めて比較検討することを求める意見書

東京・大阪を結ぶ北陸新幹線は、本年 3 月 16 日、金沢・敦賀間で延伸開業され、全線開業へは残る敦賀・新大阪間の開通を残すのみとなっている。

与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームは延伸ルートを、福井県小浜市を南下して京都駅を經由し新大阪駅まで結ぶ「小浜・京都ルート」に決定したが、巨額の事業費や難工事、地下水脈への影響等について京都府民の間に強い懸念の声がある。本年中に、環境影響評価の結果や具体的なルートが示される見込みとなっているが、そもそもの収支採算性や投資効果など、現在のルートが適切かについても疑問が呈されている。

また、国土交通省は去る 8 月 7 日、物価上昇を最大限考慮した場合に小浜・京都ルートの建設費が従来の 2.1 兆円から最大 5.3 兆円にまで増え、全線開通までの工期は従来の 15 年から最長で 28 年に延びるとした試算をまとめ、与党に提示した。整備新幹線の着工 5 条件には「投資効果」として、費用便益比 (B/C) が 1 以上であることが定められているが、事業費が当初予定の 2 倍以上に膨らめば、費用便益比 (B/C) は 1 を大きく割り込むことになる。

日本海国土軸を担う北陸新幹線の重要性は認識するものの、様々な懸念を受け京都府の環境・財政へも多大な影響をもたらすであろう本事業については、着工 5 条件を踏まえたルート選定が非常に重要であり、今一度最適なルート決定に向けた議論が必要である。

については、国におかれては、現在そして未来の日本国民のため、次の事項について取り組まれるよう強く求める。

- 1 国として、国土交通省が令和 6 年 8 月 7 日に示した北陸新幹線延伸事業費の新試算を基にした北陸新幹線延伸の全てのルート検証を、柔軟かつ積極的に行うこと。
- 2 北陸新幹線延伸に係る事業費に関して、各ルートに関わる自治体の建設費負担額を早急に明らかにすること。
- 3 整備新幹線のルート決定については、プロセスや着工 5 条件との整合性等に関し、国民や自治体の理解を得て進めること。
- 4 京都府酒造組合連合会及び伏見酒造組合は、京都府・京都市に対して、酒造りに欠かせない地下水への影響を懸念する要望書を提出しており、さらに本年、ユネスコ政府間委員会により「伝統的酒造り」が無形文化遺産に登録されたことから、文化遺産の継承に関しても懸念が広がっている。これらの懸念を払拭するため、要望を踏まえたルート選定の議論を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
国土交通大臣	中	野	洋昌	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿
内閣府特命担当大臣		(地方創生)		
	伊	東	良孝	殿

京都府議会議長 石田宗久

北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に関する意見書

整備新幹線の建設は、国内の地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業、経済の発展等の地域活性化に大きく寄与するだけでなく、我が国の経済全体の活性化や国土の均衡ある発展を図る国家プロジェクトである。その中でも北陸新幹線は、大規模災害時においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、日本海側国土軸の形成に必要な不可欠なものである。

しかし、概算事業費が当初試算から大きく膨らみ、工期も15年から最長28年に伸びることが国土交通省から報告され、当初の着工に係る前提条件に大幅な変更が生じている。

府民からは、京都市の地下水や建設発生土の運搬に伴う生活環境への影響のほか、中北部地域では、京都丹波高原国定公園の自然環境、芦生の森などの水源地などへの影響、南部地域では、車両基地の建設、明かり区間の用地買収などによる生活や農産業への影響について懸念の声がある。

については、京都府民が納得を得られるよう国において説明責任を果たされるとともに、京都府民が負担に見合った受益を享受でき、京都府にとって最適な事業となるよう、今後、次の事項に配慮の上、慎重に進められたい。

- 1 京都丹波高原国定公園への影響とトンネルが縦断することによる由良川水源地に与える影響
- 2 大量に発生する建設発生土の処分地確保と運搬
- 3 地下トンネル工事が京都の地下水の水量と水質に与える影響
- 4 京都駅周辺の駅部工事期間中の交通渋滞等
- 5 京都の文化・歴史的建造物や茶道などの伝統文化等への影響
- 6 車両基地予定地域の治水への影響

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
国土交通大臣	中	野	洋昌	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿
内閣府特命担当大臣(地方創生)				
	伊	東	良孝	殿

京都府議会議長 石田宗久

特急「サンダーバード」の拡充・復活を求める意見書

令和6年3月の北陸新幹線金沢・敦賀間の開通に伴い、従前、京都・北陸間の移動の主体を担ってきた特急「サンダーバード」の金沢・敦賀間が廃止され、京都・北陸間を移動する旅客は、敦賀駅にて新幹線・在来線の乗換えを行うこととなり、不便で料金も高くなった。また、関西から北陸への移動客も減少している。

このため、特急「サンダーバード」の復活を求める声が、関西からも北陸からも大きくなっている。

そうした中、西日本旅客鉄道においては、能登半島地震からの復興につなげるため、京都から和倉温泉を結ぶ直通便の運行の検討が始められたところである。

については、国におかれては、能登半島地震の復興支援及び京都と北陸を結ぶサンダーバードの拡充・復活など、在来線の充実を図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
経済産業大臣	武	藤	容治	殿
国土交通大臣	中	野	洋昌	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

災害時のリダンダンシー確保及び能登半島復興支援に向けた特急
「サンダーバード」をはじめとする鉄道網の充実を求める意見書

近年、異常気象により災害が頻発化しているが、北陸新幹線は東海道新幹線の代替機能を担っており、豪雨等により東海道新幹線が不通となった際には、多くの旅客が東京－大阪間を北陸回りで移動している。このような災害時のリダンダンシーを北陸新幹線の大阪までの延伸を待つことなく確保しておくことは、府民にとっても重要な課題といえる。

令和6年3月、北陸新幹線の金沢－敦賀間が開通したことにより、これまで京都から北陸までの間の移動を担ってきた特急「サンダーバード」の金沢－敦賀間が廃止されたため、現在、旅客は敦賀駅で新幹線と在来線の乗換えを行っているが、従前どおり乗り継ぐことなく移動できる手段を一定確保することが必要である。このことから、西日本旅客鉄道では、敦賀駅での乗換えの不便さに対応し、地震や豪雨災害に見舞われた能登半島の復興につながる特急「サンダーバード」について、大阪と七尾市和倉温泉を結ぶ臨時直通便の運行を検討する考えを示している。

については、国におかれては、西日本旅客鉄道への支援などを検討し、京都と北陸を結ぶ災害時のリダンダンシーの確保及び能登半島の復興支援に向けた鉄道網の充実を図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	関 口 昌 一	殿
内閣総理大臣	石 破 茂	殿
総務大臣	村 上 誠一郎	殿
国土交通大臣	中 野 洋 昌	殿
内閣官房長官	林 芳 正	殿
内閣特命担当大臣 (防災)	坂 井 学	殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

カスタマーハラスメントのない公正かつ持続可能な社会の実現
を求める意見書

近年、民間・公務を問わずあらゆる職場で労働者が顧客等から人格や尊厳を侵害する言動を振るわれ、身体的・精神的苦痛を受けるカスタマーハラスメントが社会的に喫緊の問題となっている。カスタマーハラスメントは、労働者の健康被害や就業環境の悪化をもたらすだけではなく、業務効率を低下させ、休職や退職に至る事態も引き起こしており、人手不足に悩む多くの事業者に対しても深刻な影響を与えている。

これまで国は、令和 2 年に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に対して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」において事業主はカスタマーハラスメントに関して相談に応じ適切に対応するための体制整備等を行うことが望ましい旨を示すとともに、令和 4 年には「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や啓発ポスターを作成するなど、一定の対策を進めてきた。

しかし、国の対策に基づいてマニュアル作成や相談体制の整備など具体的な対策を講じている事業者は少数にとどまっていると見られる。また、マスコミ報道等によりカスタマーハラスメントの問題が広く知れ渡るようになってきたとはいえ、その被害を訴える労働者が後を絶たないのが実情である。それらを踏まえれば、国の現状の対策はカスタマーハラスメントを防止する実効性に欠けると指摘せざるをえない。

国は令和 6 年 2 月から「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」でカスタマーハラスメント対策についても検討事項として議論を開始したところである。

については、国におかれては、労働者の安全と健康あるいは事業者の円滑な事業運営を通じ、持続的で安定的な地域社会を実現するため、次の事項について実効性ある抜本的なカスタマーハラスメント対策を講じるよう求める。

- 1 顧客等と労働者が対等な立場で相互に尊重する社会へ向けてカスタマーハラスメントの防止等に関する法律を制定すること。
- 2 取組の実効性を高めるよう、禁止される行為の具体的な例などを業種ごとにガイドライン等で示し、現場の状況に応じた取組を後押しすること。
- 3 倫理的な消費行動を促すための啓発や教育の活動を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
法務大臣	鈴	木	馨祐	殿
厚生労働大臣	福	岡	資麿	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿
内閣府特命担当大臣	(消費者及び食品安全)			
	伊	東	良孝	殿

京都府議会議長 石田 宗久

カスタマーハラスメント対策の強化を求める意見書

近年、民間事業者や行政窓口への理不尽な要求、いわゆるカスタマーハラスメントにより、従業員・行政職員等が過度な心的ストレスから休職、退職する事例が増加している。対策を講じなければ企業等は社会的な信用や信頼を失うとともに人材の確保が困難となり、離職者や休職者が増加することで在籍する職員にはさらに負担がかかるなどの悪循環を招き、深刻な社会課題となりかねない。

こうした背景からも大手小売業者や外食関連企業などは、来店客からの理不尽な要求に対する対応指針の公表や、社内向けマニュアルの外部への公表など、取組は進みつつあるものの、民間調査会社の調査では、回答のあった約5千社のうち7割以上がカスタマーハラスメント対策を講じていないという結果となっている。企業と顧客という関係からも民間での対策が難しいことから、法整備による対策が必要であると考えられている。

そのような中、東京都では全国初のカスタマーハラスメント防止条例が成立したほか、厚生労働省は、企業に従業員の保護を義務付けるよう明記した有識者検討会の報告を受け、関連法案の提出を検討している。官民ともに対策に乗り出している状況ではあるが、カスタマーハラスメントを防ぐための法律や指針は存在していないのが現状である。

ついては、国におかれては、次の事項について適切に対策を講じるよう強く求める。

- 1 従業員等をカスタマーハラスメントから守るために、法整備を含めたより一層の取組を加速すること。
- 2 国全体でカスタマーハラスメント対策を強化するため、政府内に協議会を設置し、基本方針の策定をすること。
- 3 標準的な対応マニュアルの策定、対策を実施する事業者への支援、国民の理解を深めるための啓発や相談体制の整備の強化等を推進すること。
- 4 1の法整備にあたっては、有識者検討会や現場の声を適切に反映できるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
法務大臣	鈴	木	馨祐	殿
厚生労働大臣	福	岡	資麿	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿
内閣府特命担当大臣	(消費者及び食品安全)			
	伊	東	良孝	殿

京都府議会議長 石田宗久

産後ケア事業の持続可能性を守るための支援の充実を求める意見書

産後ケア事業は、令和元年の母子保健法改正により、令和 3 年度から市町村での実施が努力義務となり、少子化社会対策大綱に基づいて令和 6 年度（2024 年度）末までの全国展開が目指されている。同事業は、核家族化が進み地域との交流も希薄化している中で、出産後の母子に心身のケアや育児サポートを提供し、母親たちが安心して子育てに取り組める環境を整えるために重要な役割を果たしているが、令和 4 年度「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業」では、市町村から業務委託される事業者及び利用者の負担を軽減するための金銭的な補助を求める市町村の声が報告されている。

国の制度設計では施設整備費や運営上の基礎的支出を補うための事業者への委託基準額が明確に示されておらず、地方自治体の財政状況によって委託料に大きな差が生じ、住む地域によって利用者が受けられるサービスに格差が広がっている。

また、産後ケアとしてのショートステイ・デイケアの委託先となる参加医療機関や助産所などの施設では、当該事業が赤字となるケースがある。これは事業の持続可能性に大きな影響を及ぼしており、委託先施設が安定的にサービスを提供できる体制の構築が難しい状況にある。そのような中、さらに、令和 3 年の母子保健法改正で産後ケアの対象期間が延長されたことにより、生後 4 か月以降 1 歳未満の乳児を受け入れるための施設や保育体制整備が新たに必要となったが、これにかかる費用は事業者負担となるため、環境整備ができない施設も多く、地方自治体が委託先の確保に苦慮している現状がある。

居住地や経済的理由に関わらず母親が一定水準の産後ケアを利用できる環境を整備するには、国の財政支援と制度の見直しが不可欠である。

については、国におかれては、産後ケア事業を担う事業者及び地方自治体並びに利用者の経済的負担の実情を十分に把握した上で、地方自治体が妊産婦に対して安心して子どもを産み育てられる環境を整えることができるよう、次の事項について取り組まれるよう強く求める。

- 1 全ての地方自治体で、産後ケア事業におけるショートステイ・デイケアの体制構築及び継続が可能となるよう、人材確保・育成の推進及び財政支援を大幅に拡充し、利用者の負担も軽減すること。
- 2 産後ケア事業ガイドラインに、事業者の経済的負担の実情を反映した委託料の基準を示し、全ての地方自治体が適切に事業を運営できるよう整備すること。
- 3 地方自治体によっては、必要な助産師等の確保が難しい現状を鑑み、里帰り先等でも産後ケアを利用できるよう、市町村や都道府県間での広域調整に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
厚生労働大臣	福	岡	資麿	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)				
	三	原	じゅん子	殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

企業・団体献金の全面禁止、裏金問題の全容解明を求める意見書

先の総選挙では、自民党の裏金問題など金権腐敗政治に国民の厳しい審判が下り、与党は衆議院で過半数割れとなった。裏金問題の全容解明と金権・腐敗政治を一掃する取組が厳しく問われている。

裏金の原資は、政治資金パーティー券購入という抜け道を通った企業・団体献金であり、禁止を求める声は国民世論の多数となっている。

そもそも政治資金は、主権者である「国民の浄財」に支えられるものであり、国民一人ひとりが支持政党に寄附することは、主権者としての政治参加の権利であり、選挙権・投票権と結び付いた「国民固有の権利」である。

一方、企業・団体献金は、財界が自らの要望に対する各政党の「合致度」「取組」「実績」などを評価し、それに基づいて各企業に企業献金の割振りを求めるなど、本質的に政治を買収する賄賂であり、選挙権を持たない企業の献金は国民主権と相容れず、国民の参政権を侵害するものである。

石破首相をはじめ自民党は、企業献金を正当化するために1970年の最高裁判決を持ち出しているが、この判決は企業・団体献金の弊害を認め、その対策は「立法政策にまつべき」と述べており、今なおこれにしがみつくなのは国会が積み重ねた議論を無視するものである。

加えて、用途が不透明な政策活動費についても廃止するのは当然である。

また、裏金事件の全容について石破首相は「国民の多くが全て明らかになったという納得感を持っているとは考えていない。」と認めており、政治倫理審査会での審査が始まっているものの、偽証罪も適用される証人喚問など公開の場での徹底した真相究明こそ必要である。

については、国におかれては、企業・団体献金の全面禁止と政策活動費の廃止、裏金問題の全容解明を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

意見書案第 10 号

被爆者の願いに応え、核兵器禁止条約への参加、原爆被害者への
国家補償を求める意見書

本年 12 月 10 日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。

日本被団協の田中熙巳代表委員は授賞式の講演で、自らが長崎で被爆した悲惨な体験や、被爆者が先頭に立った歴史的な活動を紹介し、ロシアやイスラエルによる核の威嚇により「核のタブー」が崩されようとしていることにも触れ、「核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持ってはいけないというのが原爆被害者の心からの願いです。」と強調された。

こうした、被爆者らの長年の粘り強い努力と運動が、核兵器禁止条約の実現に実った。同条約は核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまでのあらゆる活動を禁止しており、現在 94 箇国が署名し 73 箇国が批准するなど、核兵器廃絶に向かう大きな流れが広がっている。

ところが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、石破首相が日本被団協の受賞に祝意を述べる一方、アメリカの「核の傘」を含む拡大抑止を肯定し、禁止条約の署名・批准を拒み続けている。

また、原爆被害者への国家補償についても、田中氏が「何十万人という死者に対する補償は一切なく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けてきている。」と強い憤りを表明されたことで、日本政府の姿勢に世界から厳しい目が向けられている。

来年は、広島・長崎の原爆被害から 80 年を迎え、被爆者の願いにどう応えるのかが厳しく問われている。

については、国におかれては、以下の項目を実施するよう強く要望する。

- 1 来年 3 月に予定されている核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加するとともに、速やかに条約に署名し、国会で批准すること。
- 2 原爆被害者への補償については放射線被害に限定せず死者への補償も行い、援護施策の抜本的拡充を直ちに図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
外務大臣	岩	屋	毅	殿
厚生労働大臣	福	岡	資	鷹
内閣官房長官	林		芳	正

京都府議会議長 石 田 宗 久

健康保険証の存続を求める意見書

政府は本年 12 月 2 日をもって健康保険証を廃止し、任意であるはずのマイナ保険証を事実上義務化した。

これにより、医療現場等で混乱が起こり、「保険証が使いなくなるのか」などの不安が広がり、いまだマイナ保険証の利用率も低いままとなっている。

同時に、デジタル化と称してマイナンバーカードで情報を一元管理することに対する不安や批判も、引き続き大きいままとなっている。

さらに、保健医療機関は、オンライン資格確認の義務化により、人員や時間を取られ、現場に無用な負担を強いられている。

そもそも、日本のマイナンバーカードは、他国と違い様々な個人情報を一元的に紐付けするもので、それにより国・企業による個人情報の収集・利活用を主目的としており、個人への深刻な人権侵害が懸念され、一旦情報漏洩が起これば深刻な影響が出ることは明らかである。

ついては、国におかれては、次の事項について実施するよう強く求める。

- 1 2024 年 12 月 2 日から実施された健康保険証の新規発行停止を見直し、現行保険証の存続を行うこと。
- 2 2023 年 4 月から保険医療機関に対する「オンライン資格確認」原則義務化を定めた、療養担当規則及び掲示事項等告示における規定をすべて撤廃すること。
- 3 2023 年 6 月に改正された国民健康保険法における資格確認書の「申請主義」規定を撤廃するとともに、「マイナ保険証」の所持の有無にかかわらず、全員に資格確認書を無条件交付すること。
- 4 現行保険証が最大 1 年間は使用できること、「マイナ保険証」の紐付け解除ができること等、広く丁寧に周知すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	関 口 昌 一	殿
内閣総理大臣	石 破 茂	殿
総務大臣	村 上 誠一郎	殿
財務大臣	加 藤 勝 信	殿
厚生労働大臣	福 岡 資 麿	殿
経済産業大臣	武 藤 容 治	殿
内閣官房長官	林 芳 正	殿
デジタル大臣	平 将 明	殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

30 人以下学級の実現、教育無償化等、すべての子どもたちが
安心して学べる学校づくりと教育条件の整備を求める意見書

不登校の児童生徒が増え続け、30 万人を超える深刻な事態となっている。また、教員不足や教職員の長時間労働を改善するためにも 1 学級の上限の少人数化や、授業の持ち時間数を軽減する必要性が高まっている。1 人ひとりの子どもたちに丁寧に寄り添う事ができる学校づくりは緊急の課題である。

さらに、保護者の経済的負担を軽減し、教育の無償化を進めることも喫緊の課題である。

小学校中学校の給食費無償化が全国で進められ、2023 年度には何らかの形で学校給食を無償化している自治体数は 722 に上るなど自治体独自の取組が広がり、京都府市長会、町村長会などからも、自治体の財政力に関わらず学校給食無償化を恒久的制度として早期に実現することや、そのための財政措置が求められているところである。

こうした学校給食費無償化のほか、お金の心配なく進学できるよう、奨学金の改善や高校生の授業料無償化等の更なる取組も必要である。

ついては、国におかれては、全ての子どもたちが安心して学ぶことができ、行き届いた教育を受けることができる学校をつくるため、次の事項について措置を講じるよう要望する。

- 1 小中高校すべての学年で 30 人以下学級が可能となり、また、教職員の長時間勤務、教員不足を解消するために、教員定数を抜本的に改善すること。
- 2 保護者の経済的負担軽減のため、小中学校等の給食費無償化を制度化し、地方自治体に財政措置を行うこと。
- 3 すべての高校生の授業料無償化に向けて財政措置を講じること。当面、公立・私学とも高校授業料の保護者負担の一層の軽減を行い、必要とするすべての高校生・大学生が給付制の奨学金を受けられるようにすること。
- 4 学校の特別教室、体育館へのエアコン設置やトイレの洋式化などを計画的に進められるよう、市町村並びに公立高校を所管する都道府県にも財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 日

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿
参議院議長 関 口 昌 一 殿

内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝	殿
文部科学大臣	あ	へ	俊	殿
厚生労働大臣	福	岡	資	殿
内閣官房長官	林		芳	殿
			正	

京都府議会議長 石 田 宗 久

緊急に消費税減税とインボイス制度廃止の実施を求める意見書

物価高で府民の暮らしはぎりぎりの状況になっている。食料提供プロジェクトに参加した学生からは、「米や野菜の値段が高くて買えないので、パンや麺類の食事を続けていたら、体調を崩した」、「食事の回数を3回から2回に減らしている」など、深刻な実態が寄せられた。こうした事態を打開するためには、緊急かつ抜本的な経済対策が必要である。

来年度予算の編成に向けて、「103万円の壁」にメディアの話題が集中している。課税最低限を103万円から引き上げることは当然だが、これは政府の経済政策のゆがみの一部分の問題であり、いま求められているのは、経済政策そのものの根本的な転換である。

そのためにも、税制のゆがみを根本から正すことが必要である。生計費非課税の原則に立って、食事の回数を減らすような生活であっても容赦なく生計費に課税する消費税を緊急に減税し、廃止へと向かうこと、応能負担原則を徹底し、史上空前の利益をあげる大企業、超富裕層への税優遇を改めることこそ求められている。

事実上の消費税増税であるインボイス制度は、昨年10月の導入から1年以上が経過した。今年の確定申告では、新たに課税業者になった小規模事業者やフリーランスの皆さんから、「半年分の消費税が払えない」という悲鳴が上がったが、来年の確定申告では、収入は増えていないのに、1年分の消費税を払わなければならない、廃業に追い込まれる業者も少なくない。

ついては、国におかれては、物価高から国民の暮らしと中小業者の営業を守るために、緊急に消費税減税とインボイス制度の廃止を実施すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	関	口	昌一	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
財務大臣	加	藤	勝信	殿
経済産業大臣	武	藤	容治	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議員 石田宗久

決議案第1号

30人以下学級の実現、教育無償化等、すべての子どもたちが
安心して学べる学校づくりと教育条件の整備を求める決議

府内不登校の児童生徒数は、小学校・中学校で6,268人と12年連続で増え続け、府立高校でも5,854人に上っている。また、いじめの認知件数は1万9,861人に上り、不登校や自殺につながる重大事象が16件に上るなど深刻化している。

また、学校では、年度当初から教員未配置など「教育に穴があく」事態が続くなど、教員不足も深刻化しており、一人ひとりの子どもたちに丁寧に寄り添うことができる学校づくりは緊急の課題となっており、教職員の長時間労働を改善するためにも1学級の上限の少人数化、授業持ち時間数を軽減する必要性が高まっている。

さらに、保護者の経済的負担を軽減し、教育の無償化を進めることも喫緊の課題である。

小学校・中学校の給食費無償化が全国で進められ、2023年度には何らかの形で学校給食を無償化している自治体数は722に上るなど自治体独自の取組が広がり、京都府市長会、町村長会などからも、自治体の財政力に関わらず学校給食無償化を恒久的制度として早期に実現することや、そのための財政措置が求められているところである。

こうした学校給食費無償化のほか、お金の心配なく進学できるよう、奨学金の改善や高校生の授業料無償化等の更なる取組も必要である。

ついては、すべての子どもたちが安心して学ぶことができ、行き届いた教育を受けることができる学校をつくるため、次の事項について、国へ強く要望するとともに、京都府として、府内市町村を支援し、リーダーシップを果たされるよう要望する。

- 1 小中高すべての学年で30人以下学級が可能となり、また、教職員の長時間勤務、教員不足を解消するために、教員定数を抜本的に改善すること。
- 2 京都府独自で各学校にさらに教員を配置して、小中高校すべての学年を早期に30人以下学級にすること。
- 3 保護者の経済的困難を軽減し、教育無償化を進めるために次の事項を行うこと。
 - ・給食費を無償化できるように、市町村への財政支援を行うこと。
 - ・高校生の学習に必要なタブレット端末は、行政として準備すること。
 - ・就学援助の所得基準を改善し、対象費目・支給額を拡大できるよう、市町村への財政支援を行うこと。
 - ・すべての高校生の授業料無償化に向けて財政措置を講じること。当面、公立・私学とも高校授業料保護者負担を一層軽減するとともに、必要とするすべての高校生・大学生が、給付制の奨学金を受けられるようにすること。
- 4 学校の特別教室、体育館へのエアコン設置やトイレの洋式化などを計画的に進めること。

以上、決議する。

令和6年12月 日

京 都 府 議 会

大阪・関西万博に関する決議

2025年4月13日から開催が予定されている大阪・関西万博は、開催まで4箇月を切ったが建設の遅れは明白である。また、建設費は当初計画の1,250億円から2,350億円、関連費経費は13兆円となるなど、税金を果てしなく注ぎ込む事業に国民の不信が広がっている。

関西パビリオン、関西広域連合全体経費、京都ブース合わせ14億円から18億7,000万円に上振れし、また、京都府の負担についても、京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業費に、今議会8,900万円の債務負担行為で計上され、前回の7,000万円と合わせて1億5,900万円を債務負担行為となるなど増え続けている。

開催予定地の構造的欠陥は明らかで、「夢洲」は建設残土や産業廃棄物の最終処分場であるため、軟弱地盤のうえ、土壌にはダイオキシンやヒ素、PCBなどが含まれている。

3月28日に夢洲1区でメタンガスに引火して爆発事故が発生した。メタンガスは、パビリオンなどの建設が計画されている夢洲2区・3区のマイン会場区域でも発生しており、今もなお1区にある83本のガス抜き管からは1日約1.5～2トンのメタンガスが発生している。

そもそも、大阪・関西万博は、アメリカのカジノ産業を誘致するためのインフラ整備に税金を投入するための事業であり、万博の理念とも相容れないものである。

大阪・関西万博の参加者確保のために、近畿一円の小中高校や特別支援学校に学校行事として児童・生徒を参加させる計画で、京都府では2024年当初予算で「万博体験支援事業」3億3,400万円を計上した。府教育委員会の意向調査ではこの事業を「利用する予定」と回答した学校は36%にとどまり、「利用しない」は37%、「検討する」は23%であった。「利用する予定」が100%の自治体があるが、バス代・弁当代を自治体独自で補助するなど、自治体が動員の姿勢に背けない状況も含まれている。また、「利用する予定」と回答した学校からも、「詳細なMAPが分からず、安心して子どもを連れていくイメージがない」、「熱中症対策が徹底できるのか不安」、「メタンガスの爆発事故が心配」など、多くの安全性への懸念が出されている。

ついては、京都府におかれて、大阪・関西万博について以下のことを求める。

- 1 大阪・関西万博は中止するよう国に意見を上げること。
- 2 大阪・関西万博に学校行事として児童・生徒の参加を強制しないこと。

以上、決議する。

令和6年12月 日

京 都 府 議 会

北陸新幹線敦賀・新大阪間のルート決定の強行に抗議する決議

北陸新幹線敦賀・新大阪間のルートについては、本年8月に開かれた与党北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会で、京都駅に関する3つのルート案が示され、その費用は最大5.3兆円になり、工期も15年から最長28年に伸びることが国土交通省から報告され、当初の着工に係る前提条件に大幅な変更が生じた。

そもそも与党がルートを決めることは、「沿線自治体選出を中心とした少数の与党国会議員だけでは、多様性や長期的な視野を反映しづらく、抜本的に見直すべきだ（京都新聞）」と指摘されているように道理もなく法的根拠もない。

そのような中、府民からは地下水や建設発生土の運搬に伴う生活環境への影響のほか、中北部地域では京都丹波高原国定公園の自然環境、芦生の森などの水源地などへの影響、南部地域では車両基地の建設、駅部区間や明かり区間の用地買収などによる生活や農産業への影響について、懸念の声が高まってきている。

また、現行ルートは新幹線整備による受益がほとんどなく、増大する費用負担に対する不満の声も日々大きくなってきている。

このように、ルート案が提示され、概算事業費などの前提条件に大幅な変更が生じたことや京都府の負担額が受益に見合ったものとならないと見込まれることなどから、ルート決定には到底同意できない。

さらに、京都府、関係市町村および住民に対するまともな説明もない。

このような北陸新幹線敦賀・新大阪間の延伸計画の決定は同意できず、決定を強行しようとしていることに強く抗議する。

以上、決議する。

令和6年12月 日

京 都 府 議 会

2024年12月定例議会を終えて

2024年12月23日
日本共産党京都府会議員団
団 長 島 田 敬 子

12月2日に開会した12月定例議会が12月19日に閉会した。

今議会は年の瀬が迫る中、引き続き物価高騰・資材高騰等による暮らしや経済の厳しさのもとで開かれた。また、衆議院総選挙の結果、少数与党による臨時国会が開かれ、政策活動費を廃止させるなど、「新しい政治プロセス」が現実政治に変化をもたらす中で、京都府と京都府議会が、どういった役割を果たすのかが問われる議会であった。

わが党議員団は、暮らしの願いに寄り添い、運動を起こし府民と連携し、要求実現に全力をあげるとともに、自民党政治と西脇府政の歪みの根本的転換を求める立場から攻勢的に論戦した。

1、今議会に提案された議案74件のうち、第1号議案「令和6年度京都府一般会計補正予算（第4号）」ならびに、第7号から第49号、第54号の手数料・使用料のいっせいで値上げに関わる条例改正議案の45議案に反対し、他の議案に人事案件も含め賛成した。

第1号議案「令和6年度京都府一般会計補正予算（第4号）」は、本来、異常な物価高など深刻な状況が広がっており、経済対策等が一刻の猶予なく必要であるにもかかわらず、一切計上されなかった。一方、京都アリーナ（仮称）整備事業のための計画・設計から整備・維持管理・運営に至る34年間の費用348億円を債務負担行為が提案された。11月26日に向日市民から「アリーナ計画の再検討を求める要望署名」計7,882筆が知事あてに提出され「静かな市民生活の維持と交通渋滞の不安解消のために府道整備こそ急いでほしい」「市民の願いは子ども達が自由に遊び、球技ができる広場や市民の憩える公園の設置である」「市民の声をしっかり聞く機会を作ってほしい」などの声が示されたにも関わらず、住民説明会も開かず全体像も明らかしないまま、整備・運営を担う優先交渉権者に大手商社の伊藤忠商事を代表とする企業グループを選定し、スケジュールありきで進めるやり方は極めて重大である。しかも、34年もの巨額の債務負担行為による予算の先取りは、財政の硬直化を招き住民福祉の増進という自治体本来の役割を歪めるものである。さらに大阪・関西万博の機運醸成のためとして「京都府周辺まるごとゲートウェイ事業費」に債務負担行為8900万円が計上されたが、万博関連予算は9月補正予算の7,000万円と合わせ1億5,900万円にも上り、京都府でも野放図に膨れ上がっており、施策も税金の使い方も重大である。

第7号から第49号、第54号の手数料・使用料の値上げに関わる条例改正議案が提案された。これらは、「受益者負担の適正化」を図る必要があるとして、府立植物園や府立体育館をはじめ33施設の料金値上げや、納税証明など手数料などを33年ぶりに一斉に値上げするものである。

審議を通じ、府立洛南病院の特別診断書手数料は、3,570円から7,700円と2倍以上となり、その根拠として公的病院で一番高い京都大学付属病院に合わせたことが明らかとなった。また、関係団体や利用者などからの意見を一切聞くことなく提案したことも明らかとなった。しかも膨大な各種値上げの全貌を具体的に示さないまま、「詳細は条例改正後」などと開き直り、今後3～4年毎に再検討し、さらなる値上げに道を開くものである。

知事は、値上げ分は自主財源の確保や、施設の維持管理や設備投資に充てることも述べたが、施設の維持・管理などは、本来、通常から行うべきもので、ここにきて受益者負担を押し付けることは重大である。

なお、第67号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」は、人事委員会勧告に基づく職員給与等の引上げは賛成したが、①ベテラン職員の引上げは数千円にとどまり、物価高騰の実態からみても極めて不十分であること、②扶養手当については子どもへの手当を増額する一方で、配偶者への手当を廃止していくこと等、職員の処遇改善にはいまだ課題を残したままである。また、本議案には知事と副知事、府会議員の期末手当引上げが含まれているが、この点については反対した。なお、第67号議案について、維新国民議員団理事から理事会の場で「賛成3、反対9」と意向表明がされ、本会議では討論で触れることなく、起立採決の際に維新議員9人が

起立しなかった。賃上げが大きな課題となっている時に、とにかく給与の引き上げだけは反対するという道理のなさを自ら示した。

2、総選挙の国民的審判の影響が色濃く反映し、わが党議員団が運動と結んだ攻勢的論戦を行ったことが、大きな変化を作り出す上で役割を果たした。

中でも、北陸新幹線延伸計画をめぐり、「12月中旬に1案を決め、2025年度内の認可・着工をめざす」とされる緊迫した事態のもと、代表質問で西脇知事に「いつまでも『機構には慎重な調査と丁寧な地元説明を行ってもらわなければならない』と同じ答弁を繰り返している場合でなく、計画そのものを中止させるべき」と迫った。

また、わが党議員団は、議会中の12月10日に、国交省と鉄道運輸機構からヒアリングを行った。そこでは、「地元自治体に説明・協議している」と述べた国交省が、「各府県連絡会議」に提出され、公開されている資料がすべてであることを認めたとともに、相談の窓口はあくまで京都府として、直接影響が出る恐れのある南丹市、京都市、久御山町、京田辺市等への説明も相談もしていないことが明らかとなった。さらに、環境影響評価の現地調査について、自治会など住民合意ができていない美山町田歌区や京北町山国地域において、「東京などに住んでいる不在地主や一部住民に協力を得て現地調査は完了した」と、地域を分断する無茶苦茶なやり方で進めてきたことも明らかとなった。

こうした内容を広く告発するとともに、12月13日に西脇知事、松井京都市長らが与党PTからのヒアリングがあり、その内容も知らせるため、翌12月14日に、緊急報告会をオンライン開催したところ、約100人が参加されるなど世論と運動を広げるため一貫して力を尽くした。

さらに最終本会議に、わが党議員団が「北陸新幹線延伸計画中止を求める意見書」案、「北陸新幹線のルート決定強行に抗議する決議」案、「サンダーバードの拡充・復活を求める意見書」案を提案し、「小浜―京都ルートも米原ルートも建設すべきでなく、むしろサンダーバードの拡充こそ必要である」と迫る中、維新・国民会派から「北陸新幹線延伸ルートを改めて比較検討することを求める意見書」案、自民・公明・府民3会派から「北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に関する意見書」案及び「災害時のリダンダンシー確保及び能登半島復興支援に向けた特急『サンダーバード』をはじめとする鉄道網の充実を求める意見書」案が提案された。わが党議員団の意見書・決議案は否決されたものの、「北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に関する意見書」案及び「災害時のリダンダンシー確保及び能登半島復興支援に向けた特急『サンダーバード』をはじめとする鉄道網の充実を求める意見書」が可決することとなった。

北陸新幹線延伸をめぐっては、世論と運動に押され、11月11日に自民党府議団が「現行ルートの再考を強く国に求める」要望書を提出し、西脇知事は「大変重いものがある」と答え、また12月2日には、京都府酒造組合連合会、伏見酒造組合から「地下水脈の遮断、井戸の枯渇、水質変化が危惧される非常事態」とする要望書を西脇知事と松井京都市長に提出、12月19日には京都仏教会が西脇知事に「自然を敬いながら共存すべきだ」という仏教の教えとかけ離れた『千年の愚行』だ」とする申し入れを行うなど、これまでの世論と運動の上に、大きな変化が生まれ、12月13日に行われた与党PTヒアリングでも、西脇知事、松井京都市長が、京都地下延伸による問題点が報告され、12月20日に再度開かれた与党PTで年内の具体的な選定が見送られ、来年度（2025年度）中の着工が困難となり、終了後、西田参議院議員・与党PT座長は「地元合意ができないと工事は進められない。」と述べざるを得なくなった。まさに世論と運動の力である。引き続き、北陸新幹線延伸計画そのものを中止させるため、全力を尽くす。

なお、本議会に、元自民党府議の二之湯氏が、「自民党府議団は反対できないだろう」などとして、片山自民党府議が紹介議員となり提出された「北陸新幹線整備に関する請願」は、自民党府議団が西脇知事に提出した要望書と同様の内容で、自民党議員団は混乱した。結果、片山府議は自民党議員団に紹介議員になったことを謝罪し、紹介議員を取り下げることとなった。わが党議員団は「建設推進の内容である」として同請願に反対を表明したが、他会派は一言も発せず反対し請願は否決された。

3、運動と連携して、府民要求実現に力を尽くした。

中小企業支援と賃上げは、党府議団が一貫して取り組んできた課題である。

今年8月5日、京都地方最低賃金審議会の答申で、京都労働局長に最低賃金を50円引き上げ、

1058 円とするとともに、「中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」「最低賃金の地域間格差による労働力流出」に対し「中央最低賃金審議会に再考を要望した」こと等、重要な答申が出された。ところが、11月15日、京都府は「京都労働経済活力会議」を受け、持続的な賃上げに向け「消費税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減」「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設」「最低賃金の地域間格差による労働力流出防止」対策を抜いた緊急要望書を提出したことを代表質問で告発し、その理由を明らかにするよう求めるとともに、都道府県でも実施が広がっている直接支援の決断を求めた。

また、総選挙で各党が公約した学費無償化についても、府議団として交付金増額を求めるとともに、大学の学費値上げストップ、京都府こそ独自の支援拡充を求めた。

さらに、京都ですすむ戦争体制づくりの動きについて、改憲を支持する議員が先の総選挙で2/3を割り込んだことを知事としてどう受け止め、また長距離ミサイル保管のために増強する大型弾薬庫を祝園分屯地にも建設することに対し、今年3月「京都・祝園弾薬庫問題を考える住民ネットワーク」が結成され、9月には説明会の開催を求める署名6067人分を防衛省に提出されるなど、府民の生命と財産を守る知事として、説明を求めるよう強く迫った。

また、本議会に「京都の公立高校30人学級をすすめる会」「子どもと教育・文化を守る京都府民会議」のみなさんが、1万3147筆の署名を添えて、「すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備に関する請願」を府議会に提出され、懇談し採択に全力をあげた。今年総選挙の結果もうけ、「教育の無償化」「給食費の無償化」など実現の可能性が高まっており、これまでの運動の積み重ねの重要さへの確信が広がり、熱気ある懇談となった。こうした中、学校体育館への冷暖房の計画的導入に向けた検討が議会答弁として表明された。

しかし、請願審査で自民党議員から「京都式少人数教育で、すでに実施し効果がある」などとして、わが党以外議員が全員反対し否決し、閉会本会議で同請願をふまえたわが党議員団の意見書・決議の提案にも、他会派すべてが反対し否決するという、府民の願いとかけ離れた対応をとったことは重大である。

4、西脇府政の国いいなり、開発優先の姿勢がいつそう明瞭となった。

「大阪・関西万博」にあたり、生徒の参加費を支援する「万博子ども体験事業」に関し学校意向調査の結果が公表された。この調査では、「利用する予定」は36%、「利用しない」は37%、「検討する」が23%となり、府の予算化に合わせ、食費やバス借り上げ代駐車場代を負担する自治体では100%利用などの地域格差も顕著である。また、「利用する」と回答したところでも「詳細な地図がわからず、安心して子どもを連れていくイメージがない」「熱中症対策が徹底できるか不安」「メタンガスの爆発事故が心配」などの声が多められている。下見もできず、ガス爆発事故の危険性も続いているところに、「子どもを行かせられない」との声が出ているにもかかわらず、「学校の自主的判断だ」とし、事故が起こればその責任を学校現場や保護者に押しつけることになりかねず、極めて無責任で、事業は中止すべきである。

また、向日市に建設予定の「京都アリーナ」（仮称）は、住民の道路拡幅をはじめとした切実な願いに応えないまま補正予算（債務負担行為）を提案する一方で、勤労者福祉センター条例の一部改正の骨子案が報告され、来春2月府議会に5つの勤労者福祉会館のうち、城南、中丹、丹後の会館を廃止する条例改正案を提案した。審議を通し、「福知山市や利用団体からは代替措置を求める声が出ており調整している」と答弁があり、また年間10万人もの利用があることも示さざるを得なかった。住民の反対があっても巨大アリーナは建設するが、府民の身近な施設は廃止するというやり方は重大である。

5、府営水道事業の広域化等の動きが進められており、その問題点を厳しく追及した。

「持続可能な府営水道のあり方について」（第三次答申）が報告され、答申には、「経営一体化」として、上下水道一体の公民連携、ウォーターPPP導入など「あらゆる手法を検討すべき」とされ、本会議では、自民党から「ウォーターPPP導入を」と求める質問が出された。府は「すぐれた技術を生かし、経営基盤を安定させる上で有効な選択肢の一つであり、様々な手法を選択するのは、事業者で主体的に判断される」と答弁した。今後、府営水道の広域化、民間委

託など注視していくことがいっそう求められる。

また、答申で示された、次期5年間の総費用がマイナス3.5%と見通しが示され、料金が下がると報道された。わが党議員団は「当初は建設負担料金が下がるが、施設整備方針により、今後、建設負担水量が増えるので、値上げされる市町もあるのではないかと指摘し、京都府として施設整備方針をどうするのかについて追及したが、「今後、受水市町と府営水道で協議していく」とし、金額がどうなるかについては全く分からず、また「施設整備方針も十分議論が進んでいない」とし、各市町で論議する前提として情報を示すよう求めるとともに、そもそも国の水資源開発計画の見直しが必要と指摘した。

6、日本原水爆被害者団体協議会が、ノーベル平和賞を受賞され、わが党議員団は「被爆者の願いに応え、核兵器禁止条約への参加、原爆被害者への国家補償を求める意見書」案を提案した。

13歳で被爆された田中熙巳代表委員は、ノーベル平和賞授賞式で講演で「核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いです」と述べ、「何十万人という死者に対する補償は一切なく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けてきています」と力をこめ、繰り返し強調された。わが党議員団は、閉会本会議で、「被爆者と固く連帯し、非核の日本と世界の実現に力を尽くそうではありませんか。」と呼びかけたが、他党議員が、全く意見も表明しないまま、軽々しく否決したことに満身の怒りをこめて抗議するものである。

また「企業団体献金の全面禁止、裏金問題の全容解明を求める意見書」案や京都府保険医協会から提出された陳情をふまえ、「健康保険証の存続を求める意見書」案、「大阪関西万博に関する決議」案、「緊急に消費税減税とインボイス制度廃止を実施することを求める意見書」案等を提案したが、他党議員がすべて否決した。

総選挙の国民的審判、そして北陸新幹線延伸計画が行き詰まるなど、自民党政治の大本の転換が、いよいよ求められるとともに、年末が迫る中、食料提供プロジェクトに多くの方々が参加される事態が広がるなど、暮らしの願いを実現することが緊急に必要である。

わが党議員団は、暮らしに寄り添い、来夏の参議院選挙で勝利するため、全力をあげるものである。